

第25回新潟県障害者スポーツ大会 障害区分一覧表

《陸上競技》

障害区分	切断および機能障害、体幹	50m	100m	1500m	立幅跳	走幅跳	ソフトボール投	ジャベリックスロー
1	手部切断 片前腕切断、片上肢不完全 片上腕切断、片上肢完全	◎注1	◎注1	◎	◎注2	◎注2	◎注3	◎注3
2	両前腕切断、片前腕・片上腕切断 両上肢不完全	◎注1	◎注1		◎注2	◎注2		
3	両上腕切断、両上肢完全	◎注1	◎注1		◎注2	◎注2		
4	片下腿切断、片下肢不完全	◎注1	◎注1		◎注2	◎注2	◎注3	◎注3
5	片大腿切断、片下肢完全	◎注1	◎注1		◎注2	◎注2	◎注3	◎注3
6	両下腿切断	◎注1	◎注1		◎		◎注3	◎注3
7	片下腿・片大腿切断 両下肢不完全	◎			◎		◎注3	◎注3
8	両大腿切断、両下肢完全						◎	◎
9	体幹	◎注1	◎注1		◎注2	◎注2	◎注3	◎注3

注1. 競争競技は50mと100mの両方に申し込むことはできない。

注2. 跳躍競技は立幅跳と走幅跳の両方に申し込むことはできない。

注3. ジャベリックスローとソフトボール投は障害区分8を除き両方に申し込むことはできない。

障害区分	脳原性麻痺以外の車いす使用	50m	100m	200m	800m	1500m	スラローム	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーンバグ投
10	第6頸髄まで残存	◎注1	◎注1				◎			◎
11	第7頸髄まで残存		◎注5	◎注5	◎注5	◎注5	◎			◎
12	第8頸髄まで残存						◎注3	◎注3		
13	下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎	◎	◎注5		◎注3	◎注3	
14	下肢麻痺で座位バランスあり		◎注5	◎注5	◎注5			◎注3	◎注3	
15	その他の車いす									◎注3

注1. 競争競技は50mと100mの両方に申し込むことはできない。

注3. ジャベリックスローとソフトボール投は両方に申し込むことはできない。

注5. 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、1つの区分として競技をおこない順位を決定する。

障害区分	脳原性麻痺 (脳性麻痺・脳血管疾患・脳外傷等)	50m	100m	200m	800m	1500m	スラローム	立幅跳	走幅跳	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーンバグ投
16	四肢麻痺で車いす使用	◎					◎					◎
17	けって移動	◎					◎					◎
18	片上下肢で車いす使用	◎					◎			◎注3	◎注3	
19	上肢で車いす使用	◎注1	◎注1	◎	◎	◎	◎			◎注3	◎注3	
20	その他走不能									◎注3	◎注3	
21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎注1	◎注1	◎		◎		◎注2	◎注2	◎注3	◎注3	
22	その他走可能	◎注1	◎注1	◎		◎		◎注2	◎注2	◎注3	◎注3	

注1. 競争競技は50mと100mの両方に申し込むことはできない。

注2. 跳躍競技は立幅跳と走幅跳の両方に申し込むことはできない。

注3. ジャベリックスローとソフトボール投は障害区分8を除き両方に申し込むことはできない。

障害区分	電動車いす常用	スラローム	ビーンバグ投
23	電動車いす常用	◎	◎

第25回新潟県障害者スポーツ大会 障害区分一覧表

障害区分	視覚障害	50m	100m	200m	800m	1500m	立幅跳	走幅跳	ソフトボール投	ジャベリックスロー
24	視力0から0.01まで	◎注1	◎注1	◎	◎	◎	◎注2	◎注2	◎注3	◎注3
25	その他の視覚障害	◎注1	◎注1	◎	◎	◎	◎注2	◎注2	◎注3	◎注3

注1. 競争競技は50mと100mの両方に申し込むことはできない。

注2. 跳躍競技は立幅跳と走幅跳の両方に申し込むことはできない。

注3. ジャベリックスローとソフトボール投は障害区分8を除き両方に申し込むことはできない。

障害区分	聴覚・平衡 音声・言語・そしゃく機能障害	50m	100m	200m	800m	1500m	立幅跳	走幅跳	ソフトボール投	ジャベリックスロー
26	聴覚障害	◎注1	◎注1	◎	◎	◎	◎注2	◎注2	◎注3	◎注3

注1. 競争競技は50mと100mの両方に申し込むことはできない。

注2. 跳躍競技は立幅跳と走幅跳の両方に申し込むことはできない。

注3. ジャベリックスローとソフトボール投は障害区分8を除き両方に申し込むことはできない。

障害区分	知的障害	50m	100m	200m	400m	800m	1500m	立幅跳	走幅跳	ソフトボール投	ジャベリックスロー
27	知的障害	◎注1	◎注1	◎	◎	◎	◎	◎注2	◎注2	◎注3	◎注3

注1. 競争競技は50mと100mの両方に申し込むことはできない。

注2. 跳躍競技は立幅跳と走幅跳の両方に申し込むことはできない。

注3. ジャベリックスローとソフトボール投は障害区分8を除き両方に申し込むことはできない。

障害区分	内部障害	50m	1500m	立幅跳	走幅跳	ソフトボール投	ジャベリックスロー
28	ぼうこう又は直腸機能障害	◎	◎	◎注2	◎注2	◎注3	◎注3

注2. 跳躍競技は立幅跳と走幅跳の両方に申し込むことはできない。

注3. ジャベリックスローとソフトボール投は障害区分8を除き両方に申し込むことはできない。

第25回新潟県障害者スポーツ大会 障害区分一覧表

《卓球》

◎男女別 年齢区分別 ●男女別

障害区分			一般卓球	STT	
肢体不自由	1	上肢障害	1 片上肢障害	◎	
			2 両上肢障害	◎	
		下肢障害	3 片下腿切断、片下肢不完全	◎	
			4 片大腿切断、両下腿切断 片下肢完全、両下肢不完全	◎	
			5 片下腿・片大腿切断 両大腿切断、両下肢完全	◎	
			6 体幹	◎	
	2	脳原性麻痺以外の車いす 常用、使用	7 第8頸髄まで残存 注1	◎	
			8 座位バランスなし	◎	
			9 その他の車いす	◎	
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺・脳血管疾患・脳外傷等)	10 車いす使用	◎	
			11 杖・松葉杖使用	◎	
			12 上肢に不随意運動あり	◎	
			13 上肢に不随意運動なし	◎	
	視覚障害 注2		14 片側障害	◎	
			15 アイマスクまたは アイシェードあり 注3		◎
	聴覚・平衡機能、音声・言語機能・そしゃく機能障害		16 アイマスクまたは アイシェードなし	◎	
			17 聴覚障害	◎	
	知的障害		18 知的障害	◎	
	精神障害		19 精神障害	●	

注1. 第8頸髄残存には、第6頸髄まで残存および第7頸髄まで残存も出場可能。

注2. 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたはアイシェードの有無で出場競技を分ける。

注3. 障害区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

《アーチェリー》

●男女別

障害区分			リカーブ		コンパウンド		
			30mW	18mW	30mW	18mW	
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1 第8頸髄まで残存 注1	●	●	●	●	
		2 その他の車いす	●	●			
	切断・機能障害	3 上肢障害	●	●			
		4 下肢障害 (いす、車いす使用を含む)	●	●			
		5 体幹	●	●	●	●	
	脳原性麻痺 (脳性麻痺・脳血管疾患・脳外傷等)		6 脳原性麻痺 (いす、車いす使用を含む)	●	●		
	聴覚・平衡機能、音声・言語機能・そしゃく機能障害		7 聴覚障害	●	●		
	内部障害		8 ぼうこう又は直腸機能障害	●	●		

注1. 第8頸髄残存には、第6頸髄まで残存および第7頸髄まで残存も出場可能。

《フライングディスク》

◇区分なし ●男女別

障 害	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由				
視覚障害				
聴覚障害	◇	◇	●	●
知的障害				
内部障害 (ぼうこう又は直腸機能障害)				

第25回新潟県障害者スポーツ大会 障害区分一覧表

《ボッチャ》

◎男女混合・年齢区分なし

			区分 番号	障害区分・解説	競技スタイル	
					立位	座位
肢 体 不 自 由	1	切断・機能障害	1	多肢切断 両下肢完全で立位 両上肢不完全および両下肢不完全 〔解説〕上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者、もしくは脳原性麻痺以外で下肢の3大関節（股・膝・足関節）全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者	◎	
	2	脳原性麻痺以外で 車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存 〔解説〕肩関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）		◎
			3	第7頸髄まで残存 〔解説〕肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）		◎
			4	第8頸髄まで残存 〔解説〕肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）		◎
			5	多肢切断 〔解説〕上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		◎
	3	脳原性麻痺 （脳性麻痺、脳血管 疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用 〔解説〕脳原性麻痺により四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者		◎
			7	けって移動 〔解説〕脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者		◎
			8	片上下肢で車いす常用または、使用 〔解説〕脳原性麻痺による片側障害で、動かすことのできる側の上肢と下肢で車いすを操作する者		◎
			9	その他走不能 〔解説〕脳原性麻痺による下肢障害で、下肢装具等の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	◎	
	4		10	電動車いす常用 〔解説〕四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者		◎

- ・ 座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。
- ・ 座位で競技する選手（区分2～8および10）の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者に**スポーツアシスタント（旧競技アシスタント）**を、ランプ使用者にはランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名を認める。
- ・ 立位で競技を行う選手は、安全上の配慮から投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。